

第3部 計画の推進に向けて

(1) 進行管理の基本的な考え方	114
(2) 進行管理の仕組み	114
(3) 計画の推進体制	115

(1) 進行管理の基本的な考え方

地球温暖化対策を始め環境問題への対応は、まちづくり全般に及ぶ課題であることから、市の関係部局が連携して横断的に施策を進めていくことが必要です。

そのため、本計画に基づいた取組の進捗状況や各種目標の達成状況などについては、毎年度点検、見直しを行い、次年度以降の取組に反映していきます。

また、本計画が定める望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき内容を認識して実行に移していくこと、さらには互いに連携していくことが重要であり、市民や事業者、学識経験者等を交えて、定期的に進捗状況の点検を行うことが必要です。

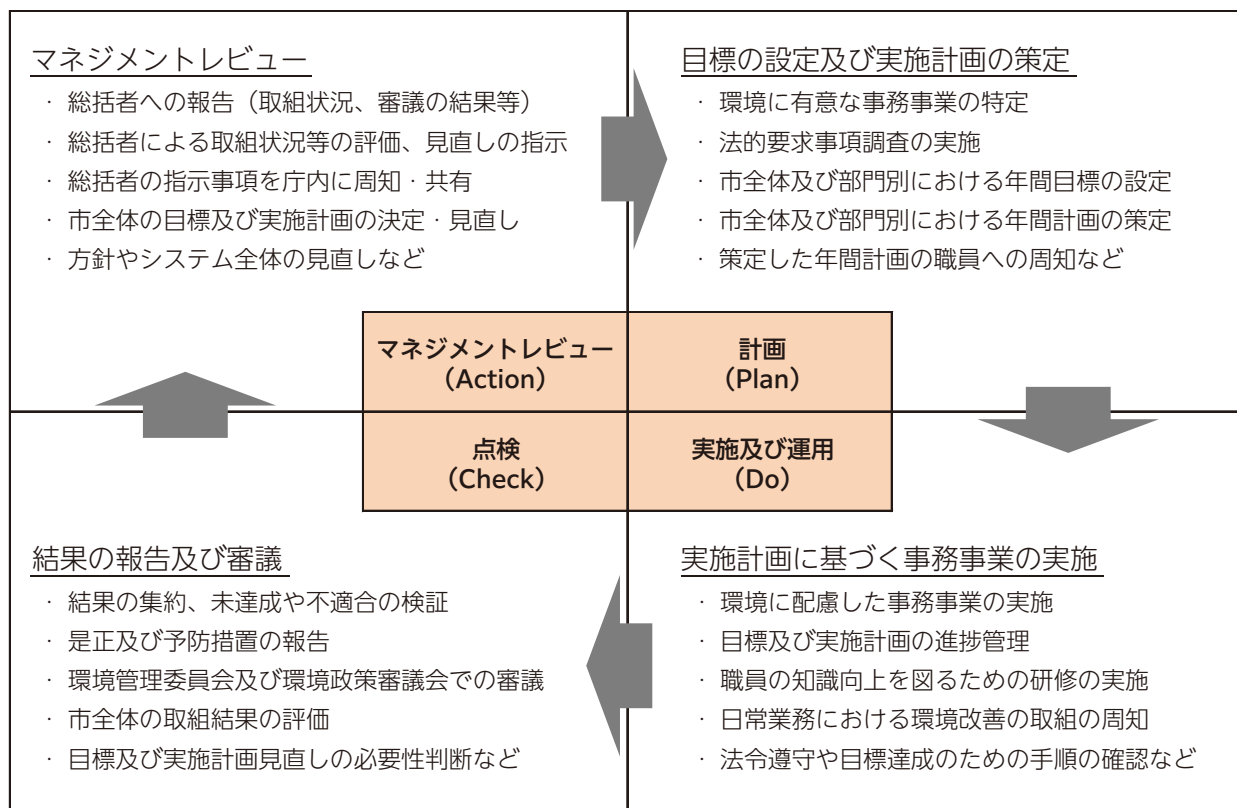
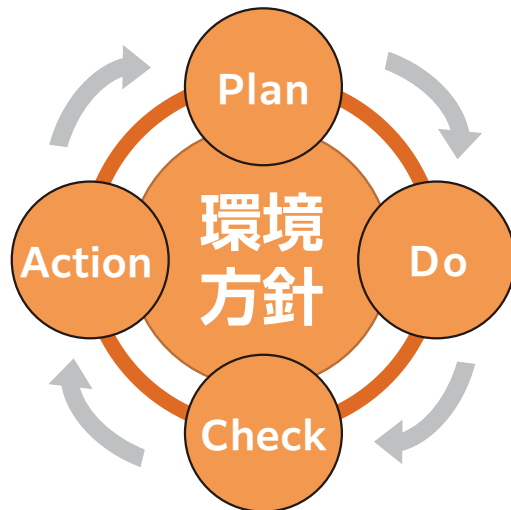
(2) 進行管理の仕組み

本計画に基づいた政策・施策の進捗状況の把握や管理、取組の評価や点検・改善、市民や事業者に向けた公表等、一連の取組については、PDCAサイクルに基づき管理していきます。

また、当市が対象となっている省エネ法や温対法等の各種法令に基づいた取組についても組織的なマネジメントが必要です。

当市では、平成10年に全国の市として初めて国際規格ISO14001の認証を取得し、以後、平成23年までの13年間にわたってPDCAサイクルを軸とした環境マネジメントシステムに取り組んできており、平成23年8月からは、第三者認証によらない市独自の上越市環境マネジメントシステム（JMS）によって環境施策の進行管理に取り組んでいます。

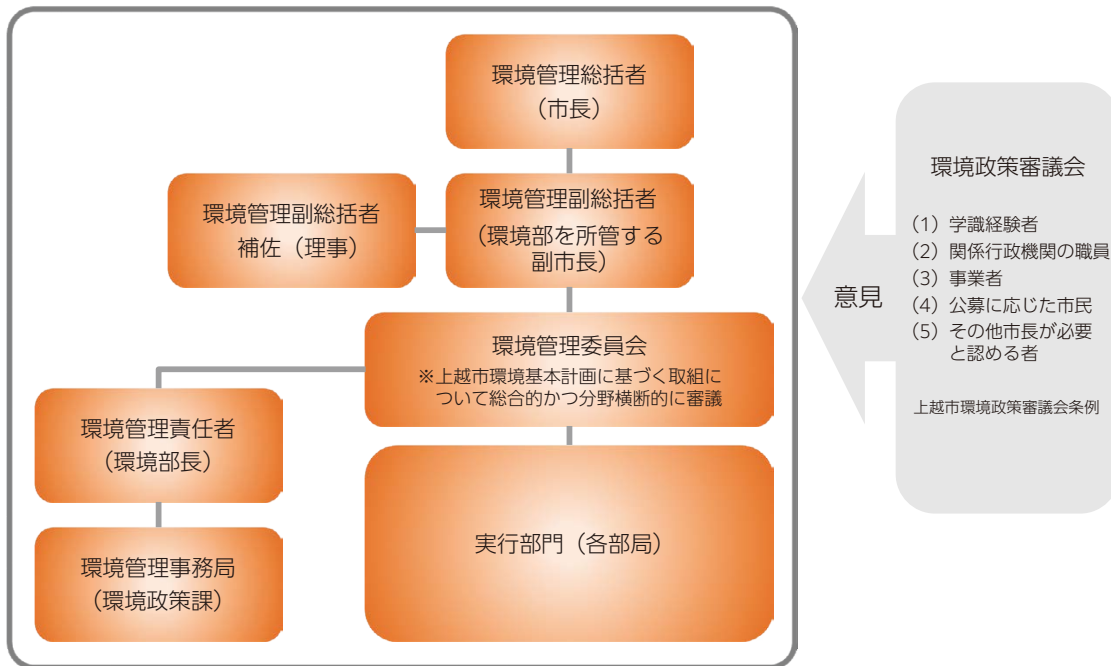
本計画の推進に当たっては、引き続きJMSによるPDCAサイクルに基づいた進行管理を行っていきます。



(3) 計画の推進体制

本計画に基づいた政策・施策は、JMSで定めているマネジメントの体制により、実効的かつ体系的に推進していきます。

体制の中では、とりわけ「環境管理委員会」による各実行部門の取組の横断的な調整、市民や事業者、学識経験者により構成される「環境政策審議会」における点検、広く市民に向けた「取組状況等の公表」、職員はもとより、市民、事業者等による着実な意識啓発のための「研修、啓発活動」の四つの仕組みが重要です。



(ア) 環境管理委員会

副市長、理事、環境部長、関係部局長によって構成される環境管理委員会を中心に、環境に関する施策の総合的な推進を行い、計画の点検・見直しにあたる全庁的な総合調整を行います。

(イ) 環境政策審議会

上越市環境政策審議会条例に基づき、学識経験者・関係行政機関・事業者・市民などで構成されています。環境施策の実施状況や計画の進捗状況の報告を受け、公正かつ専門的な立場から調査審議を行い、市長へ意見を述べます。

(ウ) 取組状況等の公表

本計画の進捗状況や、市域及び事務事業の温室効果ガス排出量等について、市ホームページや広報紙、毎年度発行する「上越市の環境」などで市民や事業者に広く公表します。

(エ) 研修、啓発活動

市の職員に対しては、JMSの教育訓練の一環として職員研修等を実施するとともに、庁舎内への掲示やグループウェア等を通じた意識の醸成を行います。

また、市民等に対しては、本計画における「環境学習分野」の取組に基づき、環境保全活動や各種学習会、イベント等についての情報提供を積極的に行い、意識と知識のさらなる向上に努めます。